

# 海住山寺総合調査報告 (1)

美術工芸研究室・歴史研究室

海住山寺よりの依頼をうけて昭和49年6月同寺所蔵文化財の総合調査を実施した。この調査により多くの新資料を得ることができたが、その中の主なもの若干を選んでここに紹介する。なお調査未了のものも数多く残されており、引続き調査を予定している。いうまでもなく、海住山寺は京都府相楽郡加茂町例幣にある名刹で、その創建は天平7年(735)にまで溯るとも伝えられるが、鎌倉時代初期に解脱上人貞慶が住してより盛んとなり、興福寺の末寺として栄えたが、後世新義真言宗智山派末となって現在に至っている。この調査に際しては奈良国立博物館の岡崎譲治・菊竹淳一・坂田宗彦氏の御協力を頂いた。

## 1 美術工芸

美術工芸部門では絵画関係にとくに優品が多く発見されたが、工芸部門でも若干の優品が見られた。彫刻部門の優品はすでに知られたものが大部分であり、紙数の都合上割愛して、絵画・工芸品の中より新発見のもの若干を選んで紹介したい。

**絵画** 海住山寺の絵画としては絹本着色法華経變相図一幅が著名であり、絹本着色春日大般若十六善神像一幅、蓮池水禽図屏風と共に京都国立博物館に寄託されている。また建保2年建立の五重塔内陣の板絵天部・僧形像も貴重である。このほか著名なものとして、本堂の本尊十一面観音立像を安置した仏壇の両側に室町時代の板絵がある。この板絵はむかって左側に十一面観音来迎図、右側には補陀落山浄土図が対面して置かれている。田中重久『日本壁画の研究』(昭和19年)によれば、背面には文明5年絵師加賀守によって描かれた旨の墨書があると伝えるが、今回の調査では漆喰に塗り込められていて確認できなかった。ちなみにその墨書中に記されていた五人の供養僧の名が、長享3年の「海住山寺掟」に散見する。二面とも同形同大でそれぞれ縦・横約2mの正方形の画面である。そのためこの両板絵が、仏後壁(所謂来迎壁)の表裏をなしていたとも考えられよう。画面の保存状態は比較的良好で、よく当初の彩色を残している。大胆な構図と、きめ細かな描き方は手慣れた技法をうかがわせるが、一方人物のやや生彩を欠いた表現や波の描き方に特色が看取できる。以上既知の著名な作品に加え、今回の調査で新たに多数の作品が発見された。勿論仏画が多いが、花鳥画、山水画も混っている。仏画では鎌倉時代の大威徳明王像、南北朝時代の三千仏図などがあり、他の大半は室町時代以後の作品である。次に注目すべき作品をいくつか紹介したい。

大威徳明王像 1幅 鎌倉時代

絹本着色(3幅1鋪), 掛軸, 縦141.5cm 横76.9cm

これまで全く注目されなかった作品である。図像的に見ると『別尊雜記』所収の円珍請来様五大尊中の大威徳明王に通じるものである。円珍請来様五大尊としては寛治2年銘をもつ岐阜県

来振寺五大尊が唯一の作例として著名であるが、ここに一例を加えることになった。火焰中、水牛の背に坐し、右手に宝棒・剣・箭を、左手に戟・竜索・弓を取る。右隅には火焰中に童子(青光童子)が立ち、左隅には五供養菩薩が侍している。以上ほぼ来振寺本大威徳明王像に一致するが、大威徳明王の前に水瓶の置かれている点と、左上に円輪が描かれている点が異なる。画面の傷みが著しく、図様が一部判然としないが、X線撮影によって、この円輪中には、右手に剣を持って坐する恐らく六字文殊と思われる像が描かれていることが判明した。また、赤外線写真によれば、この円輪は虚空空中にあるのではなく、大威徳明王より発する湧雲の上に乗っていることも明らかとなった。菩薩形としての文殊菩薩と、その教令輪身たる大威徳明王との相互の関係を示していると見てよい。しかし、この大威徳明王像1幅が五大尊中の1幅なのか、あるいは覚禪鈔などにいう本仏無量寿如来、文殊菩薩、そして、その教令輪身の大威徳明王という関係で製作された一連の作品のうちの1幅なのか迷断できないが、一方単独のものであったと思われるふしもある。巻留には、「大威徳明王一幅海住山寺寶篋院什物」とあって、この1幅が海住山寺寶篋院に伝わったことを示している。残った彩色を見ると、色なお鮮やかで、朱・丹や群青・緑青を対比的に使い、肉身部や衣褶には暈彩を施し、さらに条帛や裳には網目、七宝、亀甲の細やかな截金文様を配し、入念な仕上げを行なっている。構図的にはやや迫力を欠き、平板な印象を免れえないが、なお細密な描き方は平安時代末期の典雅な伝統の余韻を残している。以上のことから本図は13世紀前半に描かれたと思われる。

第1図 海住山寺額・墨書銘

○釈迦三尊像(絹本着色) 3幅(掛軸) 南北朝時代

釈迦 縦105.8cm 横46.9cm, 文殊 縦92.7cm 横40.8cm, 普賢 縦92.6cm 横40.8cm

三幅対をなしており、向かって右に獅子に騎乗する文殊、左に象の背に乗る普賢が脇侍をなし、中央の釈迦は岩上に草を敷き、その上に結跏趺坐している。絹目は粗く、描線も生硬で、この時期の宋風の影響を受けたとみられる仏画の特色を備えている。なお釈迦三尊像は釈迦十六善神像や大般若十六善神像などと共に南都、殊に春日社との関係で数多く製作されたことが知られており、春日社の大般若経供養の際に使用された。本図も先の春日大般若十六善神像と共に大般若経供養に用いられたのであろう。

○十六羅漢図(絹本着色) 16幅(掛軸) 室町時代 縦111.0cm 横52.3cm

各幅とも図柄は懸崖や樹木を背景に一人ないし二人の従者を伴う羅漢図で、図像的には京都竜光院本十六羅漢図(南宋)に一致する。大きさもほぼ同じでこの海住山寺本は南宋本の忠実な

転写本の一つと考えられる。細部にわたるまでよく南宋本に従っており、彼我の対応関係を示す注目すべき作例である。しかし、竜光院本に比べ、奥行感がやや薄れ、描線にもどこか単調さが感じられ、衣の文様には過度と思える入念さが認められるなど、転写関係における形式化の傾向を看取することができよう。海住山寺本が如何なる事情で伝来したのか明らかでない。さらに海住山寺と大徳寺塔頭竜光院との間にどのような関係が介在したのかも詳かにしがたいが、いずれにせよ、宋元仏画の受容を考える上で恰好の遺例と思われる。

○三千仏図(絹本着色) 3幅(掛軸) 南北朝時代

釈迦 縦172.8cm 横112.3cm, 阿弥陀 縦173.0cm 横112.4cm, 弥勒 縦172.0cm 横112.0cm

各幅とも千体仏に囲まれ、中央に、それぞれ釈迦、阿弥陀、弥勒を描いている。三千仏は文献上では古くから宮中で修された仏名会の本尊として用いられているが、京都広隆寺の一幅本の他には類品は少ない。この海住山寺本には各幅の裱背に「図絵執筆法眼門順／千時建武五年<sup>庚寅</sup>二月十七日記録」の墨書があり、建武5年、法眼門順によって描かれたことを伝えている。また、簡書によれば、国分寺(山城国分寺)に伝わったもので、明治12年、海住山寺に移入したものである。版の押捺による千体仏の下描の有無や法眼門順のことなど、なお解明すべき点が残されている。この他に、海住山寺には一幅本の三千仏図が伝わっている。これは延文2年、加賀国板津庄薬師寺に施入されたものであるが、のち文明3年に海住山寺に伝来したと解される墨書裱背記がある。

工芸 新資料として金銅能作生塔一基が発見され注目された。いわゆる仙篋形水瓶型式をとり、塔総高22.9cm、胴径10.1cm、口部径4.8cmである。胴中央で上下に分れ、バヨネット式に組合わされる構造で、中に径6.7cmの水晶宝珠(能作生)を納めてある。内外ともに鍍金を施し、尖台上面肩部、胴下縁に単弁蓮華文を表わしている。意匠は簡明で形姿に力強さが感じられる。製作は鎌倉時代と考えられる。なお、この他、正嘉元年、鋳物師丹治国忠(光か)の銘をもつ梵鐘が著名である。

## 2 書跡・古文書

書跡・古文書関係では「千巻心経」と称すべき『般若心経』98巻と建保2年の文書案がとくに注目された。なおこの他に平安時代後期の寛治年間頃の奥書を有する『大般若経』1部が藏されているが、調査未了のため今回の報告からは割愛する。

○般若心経(980部) 98巻 鎌倉時代中期写

卷子本(10部1巻)、料紙斐紙、墨界線、原表紙・原軸(内1巻表紙後補)、縦26.8cm～27.0cm、全長3.88m(1例)、紙数8枚(本紙のみ)、界高20.8cm、界幅1.9cm

1巻に10部宛般若心経を書写するが、現在は98巻(980部)を存している。心経千部書写ということは古来しばしば行なわれて来ており、この心経のもとの部数は不明であるが、或はその「千部心経」または「千巻心経」といわれるものの一つではあろう。料紙には淡鳥ノ子色を帯びた良質の斐紙を用い、濃い葡萄茶色の斐紙に金銀小切箔を散した原表紙を付し、その見返は白

茶地銀小切箔散しとなっている。また萌葱・白茶替り染の糸に紫・黄糸を用いて禪機様を組み出した原紐を存するものも多く（但し破損は甚しい）、黒漆塗合せ軸（原軸）を付する。このように装飾性に富む美しい写経である。

形  
此  
紙  
背  
に  
透  
し  
て  
読  
む  
可  
い

各  
巻  
毎  
に

各巻毎の筆者を見ると、稀に1巻中に2筆に分れるものが見られるが、ほとんどの巻は1筆となっている。但しその書写は一気に行なわれなかったためか、同一人の手に成りながら、同一巻中でも若干書風に変化の見られるものがかなり認められる。

## 第2図 般 誓 心 経

98巻中、奥書のあるものは73号の1巻のみである。この奥書は軸付部分にあり、軸木に貼り付けられて表からはほとんど読むことができないが、斐紙のため幸にして紙背より透して読むことができる。その願文の下方に「定意六十巻内」（史料1）とあるが、この「六十巻」とはいかなる意味であろうか。この「千部心経」の筆跡を見ると、かなり多くの手に分れるようであり、確実に定意筆と見られるものは少ないと思われる。したがってこの「六十巻」とは60部の意で定意筆の心経は全100巻中の6巻であったものと考えるのが妥当であろう。定意についてはいかなる人物かを詳かにし難い。願文中に「願我大明神」とあるが、この心経が海住山寺にあることから考えると、この大明神は春日大明神のことと思われる。おそらくは定意は海住山寺乃至は興福寺関係の僧であろう。

ところで『海住山寺文書』中の貞永元年(1232)5月日覚真置文に「先師現在之時書心経千卷安本仏内陣」とあり、貞慶在世中に当時に千部心経を書写し奉納されていたことが知られる。これが貞慶一筆によるものか、それとも多くの結縁者を集めて寄合書写されたものかは不明である。しかし現存するこの心経には筆跡上から貞慶筆と確定されるものはなく、あるいはこれとは別のものかもしれない。しかしその書風、紙質、表紙装飾より見て鎌倉時代中期でも貞慶在時に近い頃の書写と見るのが妥当のようである。しかもその頃の千部書写心経で、このように僅か2巻(20部)の欠失を見るのみというのは希有な例として貴重であり、注目される。

### ○海住山寺住人等運署起請文案(建保2年11月16日) 鎌倉時代後期写

楮紙2紙半継。縦29.8cm,横92.5cm,1紙長45.2cm 端裏書は裏打紙の上に書かれ、江戸時代の加筆である。この起請文案はさきに重要文化財に指定されている『海住山寺文書』のうち、正安2年7月18日,建治元年9月日,弘安5年12月6日,文暦元年12月27日,同28日,建治3年11月2日,天応3年2月5日の規式・起請文案と同筆であり、鎌倉時代後期頃に一括書写された文書案の一つである。中世の海住山寺に関する史料は少く、貞慶没後間もなくの同寺の様子を知ることができ、また中世寺院法史料としても有用である。重文『海住山寺文書』に追加されるべきものである。

○海住山寺額（承元2年銘） 鎌倉時代後期

檜材，彩色，縦72.5cm，横52.0cm，外縁部後補。根幹部は縦2材を矧付け，外縁部は4方各1材ずつで作られる。「海住山寺」の4文字は形を切り込み，白土を盛上げるが，彩色は全体的に剝落が甚しい。筆者瞻空は承元3年（1209）請われて春日版法華經普門品の版下を書いており，興福寺僧中でもとくに能書家であった。（田中 稔・百橋明穂）

(1) 「千部般若心經奥書」 第73号

願以此功德 廻向師父母 及法界衆生  
皆共悟般若 願我大明神 成就此大願  
定意六十卷内

(2) 海住山寺住人等連署起請文案

〔海住山寺〕  
〔天判起請文〕瓶原郷土海住山寺守護連判状

大方自今以後者、起請文連判之子孫、  
可護此山候者也、安陪国基在判

謹請 天判事

右事、元者素奉<sup>モトヨリ</sup>ニ仰<sup>キ</sup>ニ觀音<sup>ヲ</sup>、上御庵室立候畢、旁  
奉恐<sup>レ</sup>方多候、故於自今以後、至于未來、永<sup>ニ</sup>  
可制禁條<sup>ニ</sup>起請文事、

一海住山四至内<sup>ニテ</sup>、鹿鳥兎等<sup>ノ</sup>生類<sup>ノ</sup>物、各發心シテモ

他人勸<sup>テ</sup>テモ不可射取、加之自所他所不別、ワナ

ヲモカケ、ヲシリアケマチネラヒヲモ不可仕、凡テ

顯<sup>テ</sup>モ穩<sup>テ</sup>モ殺生仕<sup>ラム</sup>者<sup>ヲ</sup>モ不可見穩<sup>シ</sup>聞穩<sup>ス</sup>、

一山木切<sup>リ</sup>盜取候<sup>ハム</sup>条<sup>モ</sup>、如殺生全不可盜  
取者也、

一凡爲山僧不可致腹黒、其中ハラク若惡行輩、

罪科者出来時、不申上子細<sup>ヲ</sup>、不奉觸山内<sup>テ</sup>、

任自由、無左右不可行其過者也、至子孫

伴類、於山僧不可致煩者也、

右件三ヶ条起請文、雖經未來、永<sup>ニ</sup>敢不可

有改變、遠近普可告言者也、畜爲適當難

帶意許<sup>ヲ</sup>、巧虛言<sup>ヲ</sup>構申者、別春日大明神

七堂三寶、海住山鎮守護法大聖觀自在尊、惣

日本國中六十余州有勢無大小神祇冥道<sup>ノ</sup>

神罰冥罰<sup>ヲ</sup>、各身ノ每八万四千ノ毛孔併以可

罷蒙狀所請申如右、敬白、

建保二年十一月十六日

正六位上源朝臣高在判

正六位上安陪朝臣國助在判

正六位上安陪朝臣國高在判

正六位上源朝臣宗高在判

正六位上源朝臣高在判

正六位上平朝臣能久在判

上野守安在判

(3) 「海住山寺額裏墨書銘」

承元二年戊辰十一月廿七日書之

〔案門〕  
□□瞻空